

【グリーンリフォームローン】

適合証明手続きのご案内

令和4年10月
開始

<物件検査手続きのポイント>

- 融資のご利用にあたっては、技術基準に適合していることを示す「適合証明書」を取得していただく必要があります。
- 「適合証明書」は、適合証明検査機関へ物件検査の申請を行い、合格すると交付されます。
- 工事完了時の検査においては工事前、工事中及び工事後の写真の提出が必要となります。

■ 提出が必要な工事関係の書類

- **適合証明申請時（工事着工前）** 下記の書類の他に、「適合証明申請書」等の提出が必要です（※1）。

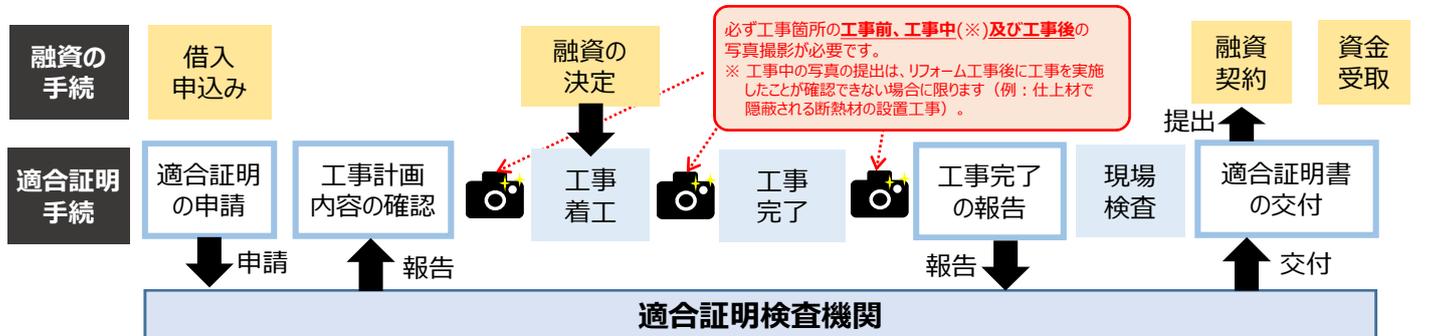
要件工事（概要）※ 詳細は機構ホームページをご覧ください。		提出書類
【グリーン リフォーム ローン】	開口部の工事（省エネ基準（仕様基準））	熱貫流率がわかる製品カタログ等
	断熱改修 断熱材の工事（省エネ基準（仕様基準））	「熱抵抗値」または「熱伝導率（商品名）および厚さ」がわかる製品カタログ等
	断熱材の工事（断熱材の使用量の基準）	熱伝導率および使用量（立方メートル）がわかる製品カタログ等
省エネ設備	①太陽光発電設備 ②太陽熱利用設備 ③高断熱浴槽 ④高効率給湯機 ⑤コージェネレーション設備	設備の性能値がわかる製品カタログ等
【グリーン リフォーム ローン】 S	断熱改修 区画内の開口部および断熱材の工事（ZEH水準（仕様基準））	・平面図（区画部分） ・開口部の熱貫流率がわかる製品カタログ等 ・断熱材の「熱抵抗値」または「熱伝導率（商品名）および厚さ」がわかる製品カタログ等

○ 工事完了の報告時

	提出書類 ※3	備考
すべての方	住宅改良工事完了報告書（※1）	工事前、工事中（※2） 及び 工事後の写真 の添付が必要です。 写真の撮影方法等については、裏面Q6をご覧ください。

- ※1 書式は住宅金融支援機構のホームページからダウンロードできます（<https://www.jhf.go.jp/>）。（令和4年9月下旬掲載予定）
 ※2 工事中の写真の提出は、リフォーム工事後に工事を実施したことが確認できない場合に限り（例：仕上材で隠蔽される断熱材の設置工事など）。
 ※3 断熱材の工事（断熱材の使用量の基準）の場合、工事完了時に施工した断熱材の使用量を示す書類の提出が必要です。（例：国等の補助事業（こどもみらい住宅支援事業等）の納品証明書・施工証明書、断熱材の納品書等）

■ お手続きの流れ



* 本資料は、2022年9月現在における制度の予定を示したものです。詳細は決まり次第、機構ホームページ等でお知らせします。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

ハロー フラット35
0120-0860-35

通話
無料

土日も営業しています
（祝日、年末年始を除く。）
営業時間 9:00～17:00

機構ホームページはこちら
<https://www.jhf.go.jp/>



国際電話などで利用できない場合は、048-615-0420におかけください（通話料金がかかります。）。

Q & A

【グリーンリフォームローン】・【グリーンリフォームローン】S

Q 1 既に設置されている窓サッシ、断熱材等が基準に適合していることをもって、【グリーンリフォームローン】（Sも含む）は利用できるのか。

A 1 基準に適合させるための工事を全く行わない場合は利用できません。

【グリーンリフォームローン】

Q 2 【グリーンリフォームローン】の断熱改修工事の場合の技術基準「一定量以上の断熱材を使用する工事」とは、どのくらいの量の断熱材を施工すればよいのか。

A 2 一戸建て住宅の場合の基準は次のとおりです。

部位	断熱材の最低使用量（単位：m ³ ）	
	熱伝導率（単位：W/(m・K)）の区分	
	0.034を超え0.052以下	0.034以下
屋根又は天井	3.0	1.8
壁	3.0	2.0
床	1.5	1.0
床（基礎断熱工法の場合）	0.45	0.3

👉 基準に適合する断熱材の例

グラスウール断熱材（通常品・16-45）を壁に**3立方メートル**以上を施工
* 厚み90mmの場合、約34平米を施工

【グリーンリフォームローン】・【グリーンリフォームローン】S

Q 3 内窓を設置する場合、既にある窓も含めてリフォーム後の窓の熱貫流率を評価してもよいのか。

A 3 既にある窓の性能を含めて熱貫流率を評価しても差し支えありません*。
省エネ基準またはZ E H水準への適合性については、製品メーカー等にお問い合わせください。

* 評価方法は平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）に基づきます。▶建築研究所ホームページ（https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/3-3_220401_v18.pdf）

【グリーンリフォームローン】S

Q 4 ～区画内の「開口部」および「壁」をZ E H水準（仕様基準）とするケース～
既にZ E H水準（仕様基準）を満たしている箇所がある場合も、改めて工事を行う必要があるのか。

A 4 既にZ E H水準（仕様基準）を満たしている箇所は改めて工事を行う必要はありません。ただし、少なくとも開口部は一箇所以上、壁は部位の一部の工事を実施する必要があります。

【グリーンリフォームローン】・【グリーンリフォームローン】S

Q 5 2階建ての戸建て住宅で、2階の床（1階の天井）を断熱改修する場合、要件工事箇所としてみなすことができるか。

A 5 要件となる断熱改修工事は、外気に接する部位の断熱改修工事ですので、2階の床（1階の天井）は要件工事の箇所としてはみなすことができません。

【グリーンリフォームローン】・【グリーンリフォームローン】S

Q 6 工事前、工事中及び工事後の写真について、撮影箇所、撮影方法等の決まりはあるのか。

A 6 融資対象となる全ての工事箇所の写真を提出してください（工事後の写真は物件の外観写真も提出）。工事中の写真は、全ての工事（※1）を実施したことがわかる写真を提出してください。また、提出写真は「撮影日」及び「物件名（※2）」を記載した黒板、画用紙等を、リフォーム工事実施箇所と一緒に撮影してください。

※1 工事中の写真的提出は、リフォーム工後に工事を実施したことが確認できない場合に限り（例：仕上材で隠蔽される断熱材を設置している写真）。

※2 一戸建て等の場合は「建物の所在地（地名地番又は住居表示）」を、マンションの場合は「マンション名及び住戸番号」を記載してください。